



福岡県医発第 3072 号 (地)

平成 27 年 2 月 13 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松田 峻一 良

(公 印 省 略)

第三者行為（交通事故等）に係る国民健康保険診療報酬明細書
「特記事項」欄の記載依頼文書の送付について

第三者の不法行為（交通事故等）が原因で受診された患者は、健康保険証の提示により、保険診療を受けることができるとされておりますが、一方保険者は保険給付額を限度に患者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得し、第三者から賠償金を収納することで保険財政の安定化を図っています。

国民健康保険団体連合会は、この第三者行為損害賠償求償事務を保険者から委託を受け実施されておりますが、傷病原因が第三者の不法行為によるものと把握するため、国民健康保険診療報酬明細書の「特記事項」欄の「10 第三」表示をおこなって頂きたいとの旨、福岡県国民健康保険団体連合会（以下国保連合会という。）より別添 1 のとおり協力依頼がありましたので、貴会におかれましても、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、

- 1) 各保険医療機関につきましては、別紙 2 を国保連合会より別途通知されます。
- 2) ご不明な点がございましたら、福岡県国民健康保険団体連合会事業部求償課 (Tel 092-642-7815) にお問い合わせください。

小郡三井医師会より

医療保険・後期高齢者医療担当理事 山下拓郎
会長 廣瀬真恵

福岡保連第 194 号

平成 27 年 1 月 27 日

福岡県医師会

会 長 松田 峻一良 様

福岡県国民健康保険団体連合会

理 事 長 井 上 保 廣

第三者行為(交通事故等)に係る診療報酬明細書

「特記事項」欄の記載依頼文書の送付について(お願い)

謹啓、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会の事業運営につきましては、平素からご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、第三者の不法行為(交通事故等)が原因で受診された患者は、健康保険証の提示により、保険診療を受けることが出来ます。

一方保険者は、保険給付額を限度に患者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得しますので、第三者から賠償金を収納することにより保険財政安定化を図っています。

この第三者行為損害賠償求償事務は、国保連合会が保険者から委託を受け実施していますが、傷病原因が第三者の不法行為によるものと把握するためには、診療報酬明細書の「特記事項」欄の「10第三」表示をおこなっていただくことが大変重要で、必要不可欠となっています。

つきましては、標記について、各保険医療機関へ協力依頼文書を送付することに、ご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

(参考)

- ・国保法第 64 条の 1 項及び高齢者の医療の確保法第 58 条第 1 項、介護保険法第 21 条の 1 項
- ・国保法第 64 条第 3 項及び高齢者の医療の確保法第 58 条第 3 項、介護保険法第 21 条第 3 項
- ・厚生労働省の「診療報酬請求書等の記載要領等について」

(文書取扱)

福岡県国民健康保険団体連合会

事業部 求償課 求償係

電話番号 092-642-7815

福国保連第 194 号

平成 27 年 月 日

各保険医療機関 様

福岡県国民健康保険団体連合会
(公 印 省 略)第三者行為(交通事故等)に係る診療報酬明細書
「特記事項」欄の記載について(お願い)

本会の事業運営につきましては、平素からご協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、第三者の不法行為(交通事故等)が原因で受診された患者は、健康保険証の提示により、保険診療を受けることが出来ます。

一方保険者は、保険給付額を限度に患者が第三者に対して有する損害賠償請求権を代位取得しますので、第三者から賠償金を収納することにより保険財政安定化を図っています。

この第三者行為損害賠償求償事務は、傷病原因が第三者の不法行為によるものを把握することを要するために、レセプトの「特記事項」欄に「10 第三」の記載をおこなっていただくことが大変重要で、必要不可欠となっています。

そのため、厚生労働省が示す「診療報酬請求書等の記載要領等について」は、レセプトの「特記事項」欄に「10 第三」を記載することを定めています。

つきましては、第三者行為該当レセプトを保険請求される際には、レセプト「特記事項」欄に「10 第三」の記載をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

なお、参考として「よくある質問」を添付しておりますが、ご不明な点等ございましたら、下記担当係までご連絡ください。

(参考)

第三者の不法行為(交通事故等)による治療を受ける患者につきましては、健康保険証の提示により、保険者(市町村・国保組合・後期高齢者医療広域連合)が保険給付を行っており、その給付額につきましては、第三者に対して損害賠償請求権を有しています。(国保法第 64 条の 1 項及び高齢者の医療の確保法第 58 条第 1 項、介護保険法第 21 条の 1 項)

また、国保連合会は、保険者から第三者行為求償事務の委託を受け事務処理をおこなっております。(国保法第 64 条第 3 項及び高齢者の医療の確保法第 58 条第 3 項、介護保険法第 21 条第 3 項)

問合せ先

福岡県国民健康保険団体連合会

事業部 求償課 求償係

電話番号 092-642-7815

(参考)

よくある質問		
① 第三者の不法行為とは、...？	第三者の不法行為とは、例えばどんなケースがありますか？	
	(1) 交通事故	注意) 本人の自損事故は該当しませんが、自損事故をおこした車の同乗者は該当します。
	(2) 傷害	けんか等によるもの。
	(3) 犬咬み	飼い犬による咬みつき。
② レセプトの記載について	(1) 怪我をした患者の過失が大きい場合は、表示の必要がありますか？	・ 過失割合の大小に関係なく、表示ください。
	(2) 今まで表示していなかったレセプトはどうしたら良いか？	・ 今までの分は、過誤取消して改める必要はありません。次回からの表示をお願いします。
	(3) 私病と事故分の治療が、月内に混在していた場合、区分して記載するのか？ 区分する場合の記載方法は？	・ 区分しての記載は、記載要領上にありません。 しかし、区分（事故分と事故外点数の内訳）する場合は、摘要欄へ事故外点数記載のご協力をお願いします。